

北西部地域体育施設整備事業設計・施工者選定プロポーザル

参加申込の内容についての質問に対する回答

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要領 P4 5(1)サ	① PFI 法に基づき実施された体育館を含む施設の整備運営事業の場合、事業契約を締結した SPC(特別目的会社)の事をただし書きの「設計施工業務の共同企業体」と考えて宜しいでしょうか。 ② 上記の場合の設計業務を主で行った構成員とは、(構成員の中に設計企業が複数社含まれている場合でも)、SPC から主たる業務として設計業務を委託された構成員であれば 実績になると考えて宜しいでしょうか。	①SPCで設計施工を行う場合は「設計施工業務の共同企業体」と考えてよろしい。 ②参加資格を満たすためには、「設計共同体の代表者」もしくは、共同企業体の場合は「設計業務を主で行った構成員」に限る。
2	プロポーザル実施要領 P4 5(3)ケ・コ	監理業務管理技術者は、実績は問わないと考えて宜しいでしょうか。 また、記載事項の確認で恐れ入りますが、「他の配置予定技術者と兼任しないこと」とは設計管理技術者や建築主任技術者は、監理業務管理技術者を担う事は出来ないという事でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	様式12	表の上部に「詳細は様式 12 実績内容申告書による」という記載があります。 様式 12 には「実績を証明する書類の添付」とありますが、契約書の他に当該技術者が関わっていたことが証明できる書類は何か必要ですか。 また、必要な場合自社様式の証明書類で認められるでしょうか。(民間受注の場合、管理技術者や主任技術者について改めて書類を作成しないため。)	契約書の他に、担当技術者等の実績を証明する書類の提出が必要となる。 ただし、証明する書類がない場合は、自社様式の証明書類を提出すること。 ※証明する書類とは 発注者に提出した体制表、業務計画書、着手書類、重要事項説明書等とする。
4	様式03	設計事務所を構成員に加え、共同企業体を結成しようと考えておりますが、建設業者と同様に設計事務所も出資比率の記載が必要でしょうか。	設計事務所の出資比率も記載が必要。出資比率が無ければ、0%と記載すること。
5	様式19	設計事務所を構成員に加え、共同企業体を結成した場合、設計事務所の出資比率の記載は必要でしょうか。また、JV名と押印欄への記載、押印も必要でしょうか。	上記回答同様。 JV名と押印欄への記載と押印も必要。
6	要求水準書 P26～27	統括代理人及び現場代理人、監理技術者の専任期間は契約日からではなく、工事着工日からよろしいでしょうか。	現場代理人、監理技術者の専任期間は契約日からではなく、工事着工日からよろしい。また、統括代理人の専任は求めないが、契約日から配置すること。